

## ジェイコム東上テレビ契約約款

株式会社ジェイコム東上（以下「当社」という。）と、当社が設置する施設によりサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に締結される契約（以下「加入契約」という。）は、次の条項によるものとします。

（サービスの内容）

第1条 当社は、サービスを提供している区域（以下「業務区域」という。）において、加入者に次のサービスを提供します。

- （1） ベーシックサービス  
放送事業者のテレビジョン放送およびFMラジオ放送の同時再送信サービスのうち、それぞれ当社が別に定める料金表の支払いにより視聴可能となるサービス。
- （2） オプションサービス  
ベーシックサービスとの組み合わせにより、それぞれ当社が別に定める料金表の支払いにより視聴可能となるサービス。
- （3） 緊急地震速報  
気象庁と気象業務支援センターが計算して配信する地震情報をもとに、エリアごとの到達時刻や規模を予測し、緊急地震速報として配信するサービス。本契約約款の別表2に定める緊急地震速報利用規約により提供するサービス。
- （4） その他当社が行うサービス。

（契約の単位）

第2条 加入契約は、加入引込線1回線ごとに行います。ただし、加入引込線1回線により、複数世帯・複数企業が加入する場合には、契約の単位を各世帯および各企業ごととします。なお、世帯とは、同一の住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して居住もしくは生計を維持する単身者をいいます。

（契約の成立）

第3条 加入契約は、加入申込者があらかじめこの契約約款を承認し、当社が定める様式の加入契約申込書に所要事項を記載のうえ提出し、当社がこれを承認したときに成立するものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらずサービスの提供が技術的な理由等により困難なときは、加入契約の申込みを承認しないことがあります。

（加入者情報の取扱い）

第4条 当社は、加入者情報を、「個人情報取扱いについて」に記載してある内容（当社ホームページ（<http://www.jcom.co.jp/>）を参照）に従って厳格に取扱います。

（加入者情報の利用目的）

第5条 当社は、ケーブルテレビサービスに関する設備工事、保守工事、お客様サポートの受付業務、料金請求業務および番組案内誌、サービスのご案内ならびにキャンペーン情報の提供に必要な範囲において、適法かつ公正に個人情報を利用します。

（加入契約料および利用料）

第6条 加入者は、当社が別に定める料金表に従い加入契約料および利用料を支払うものとします。但し、加入月の利用料に関しては日割計算させていただきます。

- 2 利用料については、次のとおりとします。
  - （1） ベーシックサービス  
それぞれのコースのサービスの提供を受け始めた日の翌日から支払うものとします。
  - （2） オプションサービス  
ベーシックサービスとの組み合わせによる、オプションチャンネルの提供を受け始めた日の属する月から支払うものとします。
- 3 当社が第1条に定めるすべてのサービスを、月のうち継続して15日以上提供できなかった場合は、当該月分の利用料は前項の規定にかかわらず無料とします。ただし、天災、事変、その他当社の責に帰さない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。
- 4 諸物価の変動、提供するサービス内容の拡充および設備の更新等にもない、加入契約料および利用料を改定することがあります。この場合、1ヶ月前までに加入者に告知します。

（各種料金の支払い方法）

第7条 加入者が当社に支払う各種料金の支払い方法は、当社の指定する方法によるものとします。

（遅延損害金）

第8条 加入者は、前条の加入契約料、工事料等及び利用料等をその支払期日までに支払わなかった場合、その翌日より支払完了の日まで年率**14.5%**の割合による遅延損害金を会社が別途定める方法で支払うものとします。但し、支払期日の翌日から起算して**10**日以内に支払があった場合にはこの限りではありません。なお、遅延日の日数が会社が定める期日を越えた場合、債権回収業者から督促をおこなう場合があるものとします。

（コンバーター）

第9条 当社は、当社が提供するアナログ有料放送を受信するために必要な機器であるコンバーターおよび付属品（以下「コンバーター」という。）を加入者に貸与します。なお、解約時に加入者は当社へコンバーターを返還するものとします。

- 2 加入者は、前項により貸与したコンバーターは本来の用法に従って使用するものとし、故意または過失によるコンバーターの破損および紛失等の場合には、これによる損害を当社に賠償するものとします。
- 3 アナログ有料放送は当社が貸与するコンバーターが設置された場合のみ提供するものとします。

（セットトップボックス）

第10条 当社は、当社が提供するデジタル有料放送を受信するために必要な機器であるセットトップボックスおよび付属品、**BS** デジタル放送用**IC**カード（以下「**B-CAS**カード」という。）および専門チャンネル放送用**IC**カード（以下「**C-CAS**カード」という。）を加入者に貸与します。（以下、これらの総称を「**STB**」という。）なお、解約時に加入者は当社へ**STB**を返還するものとします。

- 2 加入者は、前項により貸与した**STB**は本来の用法に従って使用するものとし、故意または過失による**STB**の破損および紛失等の場合には、これによる損害を当社に賠償するものとします。
- 3 加入者は、当社が必要に応じて行う**STB**のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- 4 デジタル有料放送は当社が貸与する**STB**が設置された場合のみ提供するものとします。

（**B-CAS**カードおよび**C-CAS**カードの取扱い）

第11条 **B-CAS**カードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス（**B-CAS**）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

- 2 **C-CAS**カードに関する取扱いについては、当社が別に定める「シーキャス（**C-CAS**）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

（施設の設置および費用の負担等）

第12条 当社のサービスを提供するために必要とする施設の設置工事は、当社またはその指定する業者が行います。

- 2 当社は、放送センターから加入者の最寄りのタップオフまでの施設（以下「当社施設」という。）の設置に要する費用を負担します。
- 3 加入者は、次の施設、機器の設置に要する費用を負担するものとします。
  - （1） 最寄りのタップオフ出力端子以降の引込線および保安器の設置（以下「引込施設」という。）に要する費用。ただし、引込施設を設置するために当社施設の増設・改修を要する場合は、その費用は、加入者の費用負担とし、増設・改修された当該施設は当社に帰属するものとします。
  - （2） 引込施設設置済建物の建替・増改築等、加入者の都合による引込施設の移設・撤去および引込施設の再引込等に要する費用。
  - （3） 引込施設設置に係る自営柱の建柱・地下埋設等に要する費用。ただし、これらの工事は、加入者の費用負担で当社が行うことができるものとします。
  - （4） 引込施設の保安器出力端子以降でコンバーターおよび**STB**を除くすべての施設（以下「加入者施設」という。）の設置に要する費用。
  - （5） コンバーターおよび**STB**の設置に要する費用。
- 4 加入者は、加入者施設であっても修理等のため移動・取外し・変更等を行う場合は、当社と協議のうえ行うものとします。これに違反した場合は、加入者が自己の費用で原状に復するものとします。

（加入者の義務、禁止事項等）

第13条 当社は、施設を設置するために必要な場合、加入者の所有もしくは占有する敷地・家屋・構築物等を無償で使用できるものとします。

- 加入者は、当社またはその指定する業者が施設の検査・修理を行うために、加入者の敷地・家屋・構築物等に出入りすることについて異議なくこれに応じ、また、サービスが一時的に停止することがあることを承認するものとします。
- 加入者は、地主・家主その他利害関係人があるときは、あらかじめ施設の設置について必要な承諾を得ておくものとし、これに関し責任を負うものとします。
- 加入者は、法令により当社のサービスを、第三者にテープ・配線等により供給すること、および対価を受けて上演することはできません。
- 加入者は、コンバーターおよび**STB**の加入契約台数をこえる受信機を接続することはできません。
- 加入者は、前項に違反した場合、自己の費用で改めて適切な設備工事を行い、加入契約を変更したうえ、当社のサービスの提供を受け始めたときにさかのぼり契約したものとして、当該利用料を当社に支払うものとします。

(保守責任分界点および保守責任)

- 第14条 当社と加入者との保守責任分界点は、ケーブルテレビ施設の性格上引込施設の保安器とします。
- 当社は、第12条第2項当社施設、同条第3項第5号コンバーターおよび**STB**および第12条第3項第1号の規定により設置した引込施設の保安器迄の保守責任を負います。ただし、加入者の故意または過失により引込施設に損傷または故障を生じさせた場合、その施設の修復に要する費用は、加入者が負担するものとします。

(故障)

- 第15条 当社またはその指定する業者は、加入者から当社の提供するサービスの受信に異常の申し出があった場合、これを調査し、必要な措置を講じるものとします。ただし、加入者の受信機に起因する異常については、加入者が必要な措置を講じるものとし、この場合、当社が要した調査費用は加入者が負担するものとします。
- 加入者は、受信異常の原因が加入者施設による場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。
  - 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に損傷または故障を生じさせた場合、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

(休止と再開)

- 第16条 休止とは第1条に定めるサービスの加入者または利用者がサービスの対象となる建築物の建替え、増改築を行う場合に当該建替え、増改築の完成するまでの間サービスの提供を受けることを取り止めることをいいます。
- 当社は休止の申し出を受理したのち、速やかに当社の施設（タップオフの出力端子から保安器まで）および**STB**を撤去します。
  - 前項に伴う撤去費用は加入者の負担とします。
  - 料金に関しては休止を受理した日の属する月の翌月から中止期間の終了する月までの基本サービス利用料は無料とします。但し、休止および再開に要する費用は当社が別途定める料金表により支払うものとします。
  - 休止期間は最長4ヶ月とします。
  - 前項(5)に定める休止期間が経過し、正当な延長理由のない場合、当社は契約を解除します。
  - 再開とは休止した加入者または利用者が、サービスの対象となる建築物の建替え、増改築の終了後に再度サービスの提供を受けることをいいます。
  - 休止した加入者または利用者が当社宛に再開の申し出を行い、当社が当該建築物に施設の設置を完了した時点で再開となります。
  - 当社は再開の申し出を受理したのち、速やかに当社の施設（タップオフの出力端子から保安器まで）および**STB**を再設置します。
  - 再開による施設の設置が完了した日の属する月の翌月から基本サービス利用料を徴収します。

(放送内容の変更)

- 第17条 当社は、やむをえぬ事情により予告なく放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

(設置場所の変更)

- 第18条 加入者は、建物の増改築・新築または転居等に基づき、施設の設置場所を変更する場合、当社に所定の設置場所変更届を提出するものとします。当社は、次の場合に限りこれを認めるものとします。
- 変更先が同一の敷地内の場合。
  - 変更先が当社の業務区域内であり、かつ最寄りのタップオフに余裕があり、技術的に可能な場合。
- 前項の変更工事は、当社またはその指定する業者が、加入者の負担により行うものとします。ただし、加入者は、保安器の出力端子以降のコンバーターおよび**STB**を除く施設のみ所有するものとします。

(名義変更)

- 第19条 次の場合には、加入者の名義変更を認めるものとします。
- 相続の場合。(相続とは加入者が死亡した場合をいう。)
  - 新加入者が、旧加入者の加入契約に定めるコンバーターおよび**STB**と同一の設置場所において当社のサービスの提供を受けることについて旧加入者の権利義務を継承する場合。
- 前項の名義変更を行う場合、新加入者となる者は、当社の承認を得たうえ、当社に所定の名義変更届を提出し、当社が別に定める料金表により名義変更手数料を支払うものとします。

(加入契約申込書記載事項の変更)

- 第20条 加入者は、加入契約申込書に記載した事項（第17条および第18条を除く。）について変更がある場合、当社に所定の加入契約申込書記載事項変更届を提出するものとします。
- 前項により、サービス内容が変更される場合、当社はすみやかに変更された契約内容に基づきサービスを提供するものとします。
  - サービス内容の変更は、毎月1日付けをもって変更します。この場合、変更後の利用料の支払いは、第6条第2項の定めにかかわらず、当該変更開始月分から支払うものとします。

(解約)

- 第21条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の14日以上前に当社に所定の解約届を提出するものとします。
- サービス開始後に解約の場合、加入契約料の返戻はいたしません。
  - サービス開始前に解約の場合、第12条第1項の施設の設置工事が終了しているときは、当該設置工事費の全額および第6条第1項に定める加入契約料の半額を徴収します。
  - 加入者は、解約の場合、第6条第1項に定める利用料を当該解約の日の属する月分まで支払うものとします。なお、第6条第2項の定めにかかわらず、サービスの提供を受け始めた日に属する月中に解約の場合は、第6条第1項に定める利用料の1ヶ月分を支払うものとします。
  - 解約時に本契約約款に定める加入者が支払うべき費用について未払いがあった場合は、解約届の提出後すみやかに支払うものとします。
  - 当社は、解約の場合、当社施設を撤去するものとし、加入者は、その解約費用として別途定める料金表の金額を負担するものとします。また、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・構築物等の復旧を要する場合、加入者は自己の費用でその工事を行うものとします。

(加入者の義務違反による停止および解除)

- 第22条 加入者が利用料等各種料金の支払遅延など、本契約約款に違反する行為があった場合は、当社は催告のうえサービスの提供を停止することができるものとします。この場合、第15条第3項の規定を準用します。
- 加入者が本契約約款に違反する行為については、再三の催告にかかわらず、これを改めずまたは繰り返す場合、当社は加入契約を解除することができるものとします。この場合、第21条第2項、第4項、第5項および第6項の規定を準用します。

(定めなき事項)

- 第23条 本契約約款に定めなき事項または疑義が生じた場合、当社および加入者は、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

(約款の改正)

- 第24条 本契約約款は、総務大臣に届け出たうえで改正することがあります。

付 則

- 本契約約款に定める月とは、毎月1日からその月の末日までの期間をいいます。
- 当社は、特に必要がある場合、本契約約款に特約を付することができるものとします。
- この契約約款は、別表1「料金表」および別表2「緊急地震速報利用規約」により構成します。
- 本契約約款は、平成21年4月1日から施行します。